

駿河土産 卷一

駿河土産 卷之一

目録

- 一 権現様於駿府 秀忠様御律儀なるに付、本多佐渡守江 上意の事
- 一 権現様江戸御城より駿府御城江 御引移りの節、御讓金の事
- 一 権現様御一生足る事を知りたる者八つねにたるといふ古語を御用ひの事
- 一 権現様鬻岨なる場所八御歩行被遊候事
- 一 権現様加藤清正江三ヶ条の異見を本多佐渡守江被 仰含候事

駿河土産 卷之一

- 一 権現様或時本多佐渡守江 上意二は秀忠に八あまり律儀過候、人八律儀といふはかりにて八ならぬものなり、との 上意二付佐渡守殿右 上意の趣を被申上候て御前様二も時々はうそをも仰られたるか能御座候と申上候へ八、 秀忠様御笑ひ被遊、 内府様の御空言を八買手かあるか、我ら八何も仕たる事かなけれ八、うそを付ても買手かなきに（る脱カ）こまぞ、と仰れ候となり
- 一 権現様江戸御新城より駿府江御引移り被遊候せつ、御本丸御老中方を被為召、 秀忠様江被 仰進候八、今度駿府へ御引移り被遊候付、只今迄の御貯金拾五万枚御譲り被進候、此金子ばかりにて八不足二候間、此已後猶更御金を被成御添

其金子の義は、御私用に御遣ひ不被成、天下の金とおほしめされ、常しきの御仕ひ方の義は御物成にて御しまい可被遊候、天下を御取被成候上八、御たくわへの金銀不足にてもくるしからすと御心得あられ候八よろしからず候随分と無用無益なる物入之義を御いとひなされ、金銀を御たくわへ被成候、その金子の御入用に八三ツの品あり、第一には御軍用のため、二ツにはいぜん京・鎌倉杯にても有之たる義なり、此已後江戸中の家屋一軒も不残候様なる火災なとも有まじきに八あらず、左様の節八御居城の義は申及ず、御城下の貴賤万民ともには居所迷惑致さざるやうに御心入なくて叶ふへからず、三ツには日本国中の義八品々(重脱カ)(トカ)国主・郡主を付差義なれ八、大体の凶年

などの義八、其所の守護たる者の力を以てめくミ可申候へとも、凶年打つゝき候八は守護ともに難義に及び候やうなる時の御貯ならて叶八さる事也、是等の趣其方共も將軍江も申達候へ、との仰にて候となり、権現様駿河江御引移り被遊候て八なをさら御ついへかましき義とて八一円不遊万事御手軽き義共に御座被遊候故、御隠居被遊候より御他界被遊候迄の内、百万両におよび候御貯金出来候由、其内を以て尾張殿・紀伊殿江三十万両ツ、水戸殿江十万両御遺物金として被進、残りて三十万両有之候を江戸御金蔵へ入置可申哉と御伺ひ有之候処、そのまゝ駿府に指置候様にと被仰出候処に

大納言忠長公駿府御拝領の節、右の御金の義も定て城付と可被 仰出哉、と諸人積りの外、其被仰渡も無御座候ゆへ公儀の御金預り御迷惑のよし、駿河殿より被仰達候付、同国久野御宮地の内に御金蔵出来候て、右の御金を引移し有之候を、世上にて久野の御金と申て大分のやうに申ふれ候へとも、只三拾万兩ならては御座なく候となり、其後尾張殿江戸御上屋鋪自火にて焼失ニ付普請料の由にて十万兩、紀伊殿和歌山城普請の節十万兩、水戸殿江三万兩拝借被仰付候を、少々ニても御返済あられ可然旨御勘定頭衆より被申越候処、尾張殿御返答被成候八、我々江御借なされたる御金の義八元来 権現様の御隠居料(のり)内

を以て御貯置被遊、御他界の節御遺(物カ)とて我々兄弟三人江御ゆづり金の残りの義なれ八返納するに八およふましきものと仰ニ付、紀伊殿・水戸殿御借金(貸)の義も御沙汰なしになされ候と也、其節八外々の御大名衆江も拝借金(貸)被仰付候得共、みつれともに御定の通急度返上あられ候処ニ伊達政宗江御借金、返上相滞り有之候を以て、御勘定方より催促有之候処陸奥守忠宗返答被申候八、我ら代になり拝借と申義一向不仕候、亡父政宗代に拝借被仰付候とは承り及び候得とも、何やうの思召をもつて拝借被仰付候哉、其段において八不存、親の代に御借被成たる御金の義に御座候八、親存生の内に返上可被仰付義御座候処ニ其通りに差おかれ、私に返上致候

やうにとの義ハ迷惑ニ奉存候旨にて、埒明不申亦御普代大名之内にて、松平越中守方にも(譜)拝借金相滞り有之候ニ付、是又御勘定頭衆より返上あられ可然と有之候処に、越中守承り、先年拝借被仰付候節、我等方より差上候証文可有之の間見申度との義ニ付、組頭衆兩人ニ為持被越候処に、越中守其手形を見られ、我等おほへ居り申旨と相違無之候、各ニも被見可致候、御借被下難有奉存候御金の事と有之候、尤拝借被仰付候と八被仰渡候得共、我々心には拝領被仰付たるとの心得を以て如此の文言に書上候、しかれ八返上可然様八無之と存候との事にて、是を埒明不申候ゆへ、兎角向後の義ハ諸大名方への御借金被仰付間鋪との被(貫)仰出にて、夫より相止ミ候となり

右拝借金の義ニ付、其頃板倉周防守京(都)より江戸表へ参向の節、縁者たるにより太田備中守方江振舞に被参候せつ、相伴ニ被相越候客衆の中より大名衆江の拝借相止ミたるとの義を物語あられ候へ八、周防守被申候八、只今まで諸大名衆へ公義の御金御借被遊候と有義も権現様御隠居被遊候せつ 台徳院様江仰達されたる事共の内の一ヶ条にて、是も畢竟八天下御長久の御仕置のひとつにて御座候公義ニて八御手廻しを被遊と申義とても御座なく候付、沢山御蔵にあそびて居候由、金に利足など申義も是なく、返上の義ゆるかせに被 仰付、御借し被遊と有八、諸大名衆の為に八大きなる勝手ニも相成申事候、今時京・大坂にて町人共方より大名方の大金を借用致され候と有八、利金出候計にても無之、外に飛脚などの懸り候と(有之方)を八

我らかねて聞および居り申事候、しかる上八拝借金等の義八、被仰出たる趣をもつて急度返上被致ずして八不叶候処に、不律義成る義を被致候より起て、向後の義八御借金御停止と有之候御新法をも仰出されずして八叶わさることゝなる次第に相成候、災八下からと申候、かやうの義にて畢竟御勘定頭衆の手ぬるき被致方の様に我ら八存候事に御座候、御普代大名衆の義八(謹)申不及、たとへ大身なる外様大名衆たりとも権現様の仰置れたる御仕置筋の邪魔になり可申かと有衆中の義を八急度申立られずして八叶八ざる事ニ御座候、との周防守被申候ニ付、其義を申出したる仁殊の外迷惑被致しとかや

一 権現様御隠居被遊候節

將軍様より本多佐渡守を以御伺ひ(被)遊候義有之、御用相濟候已後佐渡守江被仰付候者、我らなと若き時分八世上の事いそかわしき頃故、学文などに打懸りてさる事もならざりし故、一生文盲にて年老たり、さりながら老子の言葉の由にて、足る事を知つてたる者八つねにたるといふ古語と、仇を八恩をもつて報するといふ世話と、此二句をは年若き時分より常ニ不忘して受用せしなり將軍には、我らとは違ひ学文なとも有之義なれ八、さまくよろしき事共を知つて居らるへきなれと、この語を用ひられよといふ事にて八なきぞ、是八其方へ言聞しする義なりと 上意に八有之しかとも其段を佐渡守、將軍様江申上られ候へ八聞遊せられ、御硯を御取寄被遊、御自筆にて

右の二句を御書付被遊、御床の内に張付させ被成、其後金地院に清書被仰付御自筆の義八内田平左衛門所持のよし承る、此事

大猷院様御代御聞に達し子息信濃守江被仰付、御城へ御取寄被遊、御床に懸させられ、御上下にて御拝見被遊候となり

一 権現様、御年よらせられ候ても、御馬のありきかね申へきかと思召候処にて八、御馬より下りさせられ御歩行被遊候となり、御年若の時八、猶更の事なり、或時御近習衆江被仰聞候八我道悪敷所にて馬より下る八大坪流に極意の一伝也、惣して少々危きとおもふ所にて馬に八のらぬ(も)のなり、其身大身にて乗替(の馬をも)

牽セ候八格別只吉足馬をのりありく小身侍なと八、すいふんと馬の足をかはひた(る)かよき也、馬にのれはのると計、心得少もいたはる心なくて八馬の足をのり損しこゝはのらすしてかなわぬといふ所にのそミ乗る事のならぬやうに有て八、さんくゝの事なり、よく心得候へと被仰候とぞ

一 権現様に八、加藤清正と本多佐渡守とは挨拶よきに有義を御聞および被遊候て、本多佐渡守に被仰付候八其方存寄たるていにて、清正江異見をくわへ見候へと被仰候義有之、依て或時佐渡守清正の宅江被相越、雑談の上被申出候八、我ら義其元と御心易く得御意候(付カ)いつぞ折を以て可申入と存罷有たるを有之旨被申候得八、清正(虫損)

何より過分の事ニ候、たとへ何様の義
なりとも、少も御心置なく御申聞給り候様ニ
と有之候付、佐渡守被申候は、其元へ申
入度と存寄たる義三ヶ条有之、一ツには只
今八以前と替り、中国・西国筋の諸大名
方参勤発足の砌り、大坂江着岸あられ
候得八、其まゝ直ニ駿河・江戸表へ被相越
候処に、其元には大坂表に逗留あ
られ、いせんのことく秀頼卿の機嫌を被相伺
その已後ならて八駿府・江戸江八御越なく
候、二ツに八当時世上物しつかニ候得八諸大
名方いつれも、参勤の節召連られ
候家来の数をも減少被致候処に、其元
に八只今とても以前に相かわらす
多人数ニて御登り候を以て殊外
目立て見へ候由、三ツには今時諸大名

方の内に其元のことく、顔にひげを多く
おかれたる八無之候、同しく八御そりおとし
あられ候様ニ致度候、殿中惣出仕の例
座の節などは別而目立て相見へ申候
と有けれ八、清正返答申され候八、只今
其元の御申聞られ候義は兼而我等
も心付罷在たる事ともニ候、定而人々
の取沙汰致候をも御聞及はれ日頃
御心易く得御意候ニ付御内意御申聞被下過
分不浅存候、さりなから右三ヶ条ともに
相心得候、其通り可致とは申かたく候
其子細八其元ニも御存のとおり我等
義、太閤の時代に八肥後半国を領知
致候処ニ去慶長五年より当御代と
なりて八小西か領知の跡を手前江
拜領被仰付肥後の国主ニ相(成)候事

御当家の御厚恩と申もの(虫撰) 候

さりなからいかに大身になり候得八とて
以前より大坂着岸の節八秀頼卿のき
けんを伺ひ候格式を相止、大坂を直通りに
いたし候て八武士の本意にあらずと
存るニ付、今更相止めかたき事に候、次ニ
参勤のセツ家来をおほく召連候義
を相止人少ニて罷上り候様ニと有之候義
は我らか勝手の為といふ家中の者共
の為と申義以て左様ニ致度義ニ候得共、惣而
西国大名共の義八何ぞ御用等も有之
候節八可被 招呼之間、其内八国元に
休足仕罷有候様にとの仰出されも有之
たる上の義八格別、かやうに参勤交代
をも被 仰付候義有之候うへ八、万一の御
用等も被 仰付候義有之候節ワレ(ら知)

行所肥後国の義八其元も御存の(とあ) り

海上はるかに相隔り候ゆへ、国元の
人数八急用の間に八逢かね申義ゆへ
手元に有合たる人数を以て相応の
御奉公可申上との義コ、ロカケに候得共、供に召し連候
人数へらし候やうにとの義八相成不申候
次ニ我れらつらには(面)へ候あら髭をそり
おとし候八、さつはりといたし気味能
御座あるへくと八、手前にも朝夕不存候而
八無之候得とも、若き時分此ひけつらに
ほうあてをいたしかぶとの緒をしめ候
時の心よさ、只今以て忘れかたく有之し
に付、いかに治りたる御代也とて是亦
そり払ひ候やうに八致かたく候、其元のお
もひ寄て御申聞候義を一色も用ひ
不申候段如何とは存候へとも、右の仕合

に候得者御聞分あられ給り候へとの
返答ニ付、佐渡守も言葉なく帰館の
後 登 城有之、右の段被申上候へ八
権現様御聞被遊、清正といふことか
にての 上意にて御笑ひ被遊御
座なされしとなり

駿河土産卷之一終